

## 〇八代市住宅向けLED照明設備買換え支援補助金交付要領

令和8年 3月 2日  
市民環境部長専決

### (趣旨)

第1条 この要領は、住宅における照明設備のLED化を支援し、家庭の電気使用量の節減、電気代の負担軽減及び温室効果ガス排出量の削減を図るため、既存の蛍光灯器具、白熱電球器具等からLED照明器具への買換えを行う市民に対し、予算の範囲内で八代市住宅向けLED照明設備買換え支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象製品)

第2条 補助金の交付の対象となるLED照明設備（以下「対象製品」という。）は、市長が別に定める期間に購入するものであって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 住宅（補助金の交付を受けようとする者自らが居住し、市内に存するものに限る。以下同じ。）に設置されている蛍光灯器具、白熱電球器具等の交換（電球のみの交換を除く。）に係るものであること。
- (2) 市内の店舗等から直接購入する新品のものであること。
- (3) 住宅の屋内に設置するものであって、天井等に固定して使用するもの（コンセント差し込み式等容易に持ち運びができるものを除く。）であること。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 対象製品を購入する時点で市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) その属する世帯の全ての世帯員が市税等を滞納していないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用（消費税及び地方消費税に相当する額を含み、ポイント等を利用して支払った額を除く。）とする。

- (1) 対象製品の購入に係る費用
  - (2) 本体費、設置工事費その他当該対象製品を住宅に設置するために必要な機器に要する費用
- 2 補助対象経費が2万円に満たないときは、補助金の交付の対象としない。

### (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1世帯につき3万円を上限とする。

2 同一年度内における補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、八代市住宅向けLED照明設備買換え支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象製品の購入に係る領収書等の写し
- (2) 対象製品の製造者が発行する保証書の写し
- (3) 設置状況が確認できる写真（交換前の蛍光灯器具、白熱電球器具等の設置状況が分かる写真及び対象製品を設置したことを証する写真）
- (4) その他市長が必要と認める書類

### (交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、八代市住宅向けLED照明設備買換え支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (交付請求)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに八代市住

宅向けLED照明設備買換え支援補助金交付請求書（様式第3号）により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による請求を適当と認めるときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、その全部若しくは一部を返還させるものとする。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2）その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

（財産の処分制限）

第11条 交付決定者は、第7条の規定による交付決定を受けた日の翌日から起算して1年以内に、当該交付決定に係る対象製品を補助金の交付の目的に反して使用し、販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は処分してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

（状況調査）

第12条 市長は、交付決定者に対して、必要に応じて交付決定に係る対象製品の設置状況の調査を行うことができる。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、市民環境部長専決の日から施行する。

（この要領の失効）

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領の失効の際現に補助金の交付決定を受けている交付決定者に関する第10条及び第11条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。